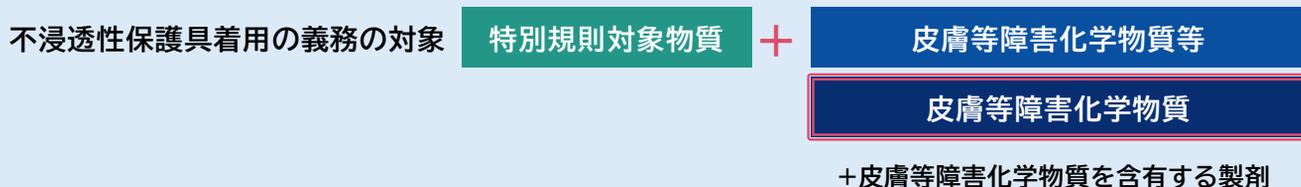


2024(令和6)年4月1日～

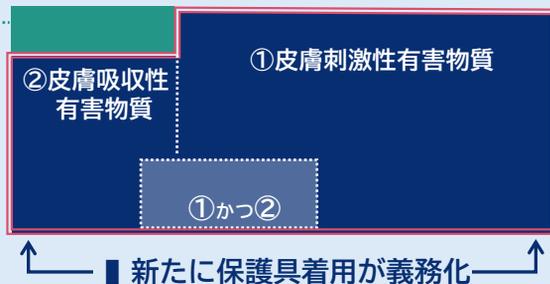
皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性※の保護具の使用」が義務化されました

※有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

■ 皮膚等障害化学物質等および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像



特別規則の対象
■ 従来通り保護具着用の義務



不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト (参考資料1)

Q: 皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ → 詳細は1.3節を確認

A 皮膚等障害化学物質は、皮膚や眼に付着することにより、身体への影響を及ぼすおそれがあることが明らかな化学物質です。どのように作用するかによって、①皮膚刺激性有害物質、②皮膚吸収性有害物質に区分されます。それぞれの指定のされ方が異なるため、ご注意ください。

▶ 皮膚等障害化学物質

① 皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質

➔ 局所影響

(化学熱傷、接触性皮膚炎など)

▶ 指定方法、適用期日 (a、bのいずれかに該当する場合)

皮膚等障害告示 (令和7年度厚生労働省告示第301号) において定める物質

(1) 国が行うGHS分類の結果、以下の項目で区分1とされた物質。

→ 公表後約2年の猶予期間をもって施行予定。

(2) 譲渡提供者 (事業者) のSDSにおいて、以下の項目で区分1とされた物質

→ a. と異なり、猶予期間なし

皮膚刺激性で対象となるGHS項目

- 皮膚腐食性/皮膚刺激性
- 眼への重篤な損傷性/刺激性
- 皮膚感作性又は呼吸器感作性



② 皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、または皮膚に侵入して、健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質

➔ 全身影響

(意識障害、各種臓器疾患、発がんなど)

▶ 指定方法、適用期日 (以下に該当する場合)

・ 経皮吸収又は皮膚侵入により、健康障害のおそれがあることが示された物質について、厚生労働省労働基準局長が定める物質

→ 適用までの期間は別途示される。

Q:保護具の管理は誰が行うのですか？

→詳細は1.4節を確認

A 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

保護具着用管理責任者とは

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

職務および権限

- ①保護具の**適正な選択**に関すること。
- ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③保護具の**保守管理**に関すること。

Q:保護具を使用しないとどうなりますか？

→詳細は2.1～2.3節を確認

A 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

■ 最近の皮膚等障害事案の状況

- 労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- 特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

塗装工場の清掃時における化学薬傷を負った事例



スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。

皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。

手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

Q:保護具にはどのような物がありますか？

→詳細は3.4節を確認

A 不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

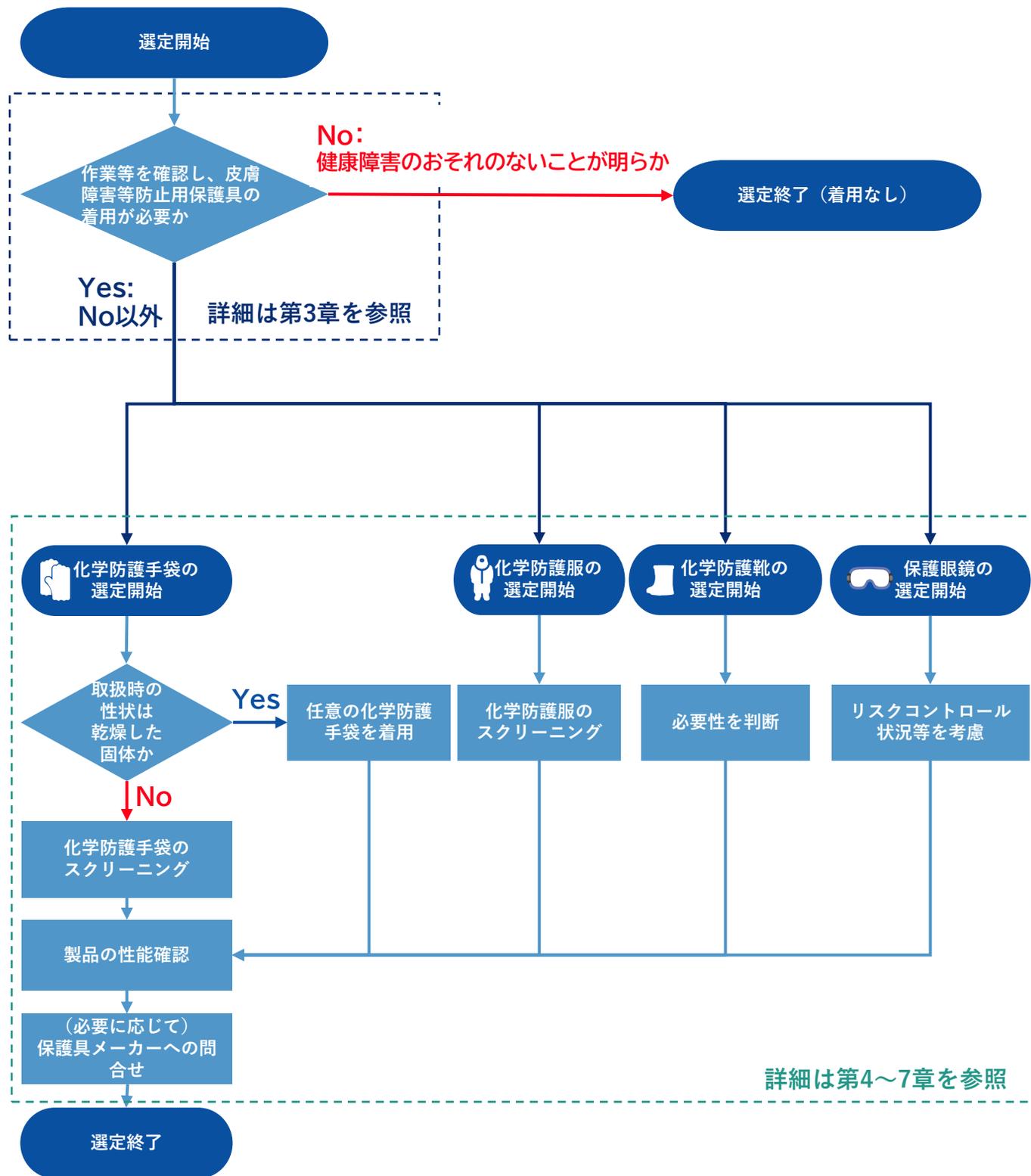
皮膚障害等防止用保護具

- 皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- 化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため**、適切な**化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。



■ 皮膚障害等防止用保護具の着用判断・選定フロー

以下のフローに沿って、皮膚障害等防止用保護具の着用判断・選定を行います。
なお、本フローは概要を示すものであり、詳細についてはマニュアル等をご確認下さい。



■ 作業等の確認

→詳細は3.2.1～3.2.2項を確認

▶ 取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- 取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、「15.適用法令」の表示に「皮膚等障害化学物質等」の記載の有無を確認する。
- SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが**区分1**である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- SDSの「15.適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「3.組成、成分情報」の**成分名**を(参考資料1)に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



不浸透性の保護具等の使用義務
物質のリスト
(参考資料1)

| 製品安全データシート (SDS) XXXXXX | |
|---|----------------|
| 1. 化学物質等及び会社情報 化学物質等の名称 : XXXXX 製品コード : ○○○ 会社名 : ○○○株式会社 | |
| 2. 危険有害性の要約 GHS分類 健康に対する有害性 | GHS分類 |
| 3. 組成、成分情報 物質 化学名又は一般名 : ○○ CAS番号 : ○○-○○-○○ 濃度又は濃度範囲 : ○○% | 物質と含有率 |
| 15. 適用法令 労働安全衛生法 : 皮膚等障害化学物質 | 皮膚等障害化学物質への該当性 |

▶ 皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- 成分の名称と(参考資料1)の物質リストを照合し、**皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「●」**の記載がある場合、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- この場合、**不浸透性の手袋などの保護具**を着用しなければならない。

▶ 皮膚腐食性又は刺激性、眼への重篤な損傷性・刺激性で区分1か

- 成分の名称と政府GHS分類等の情報を確認し、**皮膚腐食性又は刺激性、眼への重篤な損傷性・刺激性で区分1**に該当するかを確認する。
- この場合、**保護眼鏡**を着用しなければならない。

▶ 作業内容と時間を確認

- 化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。
以下の確認シート(例)を参考に確認のこと。

| 項目 | 内容(例) |
|-----------------|--|
| 作業頻度 | 日や週に作業が何回程度あるか |
| 使用量 | 1回当たり、どの程度の量の化学物質を使用するか |
| 使用時間 | 1回あたりの使用時間、作業時間はどの程度か |
| 接触リスク | 化学物質が作業者に直接触れる機会がどの程度あるか |
| ヒヤリ・ハット | 当該作業について、ヒヤリ・ハット事象や、小事故があったか |
| 自他覚症状の有無 | 当該作業について、作業員から症状の訴えはあるか |
| 特別な配慮の必要な労働者の有無 | 化学物質の感作性(アレルギー反応)を有する作業員、手にけがをしている作業員はいるか。 |

■ 化学防護手袋

→詳細は4.3節を確認

以下のスクリーニング手順①、②に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

■ 化学防護手袋のスクリーニング

→詳細は4.3.3項を確認

▶スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

スクリーニング手順①: 取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。

スクリーニング手順②: ①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表(抜粋)】 マニュアル巻末添付 (参考資料2)

| 構造分類番号 | CAS登録番号 | 物質名称 | 材料 | ニトリルゴム | ニトリルゴム | ニトリルゴム | ニトリルゴム | 天然ゴム | フチルゴム | ... | 多層フィルム (LLDPE) | 多層フィルム (EVOH) |
|---------|------------|------------|---------|--------|--------|--------|--------|------|-------|-----|-------------------|------------------|
| | | | 厚さ (mm) | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.45 | 0.23 | 0.35 | | 0.062 | 0.06 |
| 316,442 | 100-02-7 | p-ニトロフェノール | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 502 | 10025-67-9 | 一塩化硫黄 | | × | △ | ○ | ○ | × | × | | × | ○ |
| 480 | 10025-78-2 | トリクロロラン | | × | × | △ | △ | × | × | | ○ | ○ |
| 360 | 10025-87-3 | 塩化ホスホリル | | × | × | × | × | × | ○ | | ○ | - |

スクリーニング手順① 使用可能な耐透過性クラスの確認

- 手順1で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

| 使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく) | | 作業分類1 接触が大きい作業※2 | 作業分類2 接触が限られている作業※2 | 作業分類3 接触しないと想定される作業※3 |
|--|----------------|--|---|--|
| 5, 6 | 3, 4 | 1, 2 | | |
| ◎ | ○ | △ | | |
| ※1: なお、「使用可能な耐透過性クラス」は幅で記載されているため、作業時間と破過時間で差異がある可能性がある。 | | 手を浸漬するなど手や腕全体が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で手のひら全体が化学物質に触れる作業等、化学物質に触れる面積が大きい作業又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。 | 作業分類1以外で、指先に化学物質に触れる作業や飛沫により液滴が手に触れる作業等、手の一部が化学物質に触れる作業又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまうおそれが高い作業。 | 化学物質を取り扱うが、化学物質に触れることは通常想定されない作業又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、飛沫等がかかるおそれがある作業。 本分類では化学物質に触れた際は、その時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換する。 |
| 作業時間 | 240分超 | ◎ | ◎ ○ | ◎ ○ △ |
| | 60分超 240分以下 | ◎ ○ | ◎ ○ △ | ◎ ○ △ |
| | 60分以下 | ◎ ○ △ | ◎ ○ △ | ◎ ○ △ |

※2: なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3: 密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

作業時間 ※ 作業時間に応じて、60分以下、60分超240分以下、240分超の3つのうちいずれに該当するか確認する。※作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

作業分類
(作業内容に応じた) 作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。
作業分類は、「作業分類1(接触が大きい作業)」、「作業分類2(接触が限られている作業)」、「作業分類3(接触しないと想定される作業)」の3つ。

スクリーニング手順 ② 使用可能な材料の確認

- 耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「CAS登録番号」もしくは「物質名称」で検索する。
- スクリーニング手順①で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

☑ 混合物の選択例

耐透過性能一覧表の抜粋

| CAS登録番号 | 物質名称 | 材料 厚さ (mm) | ニトリル ゴム | ニトリル ゴム | ニトリル ゴム | 天然ゴム (ラテックス) | ブチルゴム | ネオプレン ゴム | ポリビニル アルコール (PVA) | ... | バイトン/ ブチルゴム | ... | 多層 フィルム (LLDPE) | 多層 フィルム (EVOH) | ... |
|-----------|---------------|------------------|------------|------------|------------|-----------------|-------|---------------|-------------------------|-----|----------------|-------|-----------------------|----------------------|-----|
| | | | 0.2 | 0.3 | 0.45 | 0.23 | 0.35 | 0.18 *0.13 | - | 0.3 | ... | 0.062 | 0.06 | ... | |
| 1308-38-9 | 酸化クロム(Ⅲ) | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 1330-20-7 | キシレン | | × | △ | - | × | △ | × | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 149-57-5 | 2-エチルヘキサノ酸 | | ○ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ○ | △ | | ◎ | | ◎ | - | |
| 75-07-0 | アセトアルデヒド | | × | × | × | × | ◎ | × | △ | | △ | | ◎ | ◎ | |
| 84-74-2 | フタル酸ジ-n-ブチル | | ○ | ◎ | ◎ | △ | ◎ | △ | ◎ | | ◎ | | ◎ | ◎ | |
| 96-29-7 | ブタン-2-オン=オキシム | | ○ | ◎ | ◎ | × | ◎ | △ | - | | ◎ | | - | - | |

☑ 例1 混合物中の複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料から手袋を選定する

混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料を選択**する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

上記の物質を取り扱う場合の具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

- 全て△以上の耐透過性を有する**ブチルゴム(0.35mm)**もしくは**バイトン/ブチル(0.3mm)**の材料の手袋を使用。
- △でよいかどうかは、前頁の表で確認する。

☑ 例2 混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて選定する

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて使用する**。

上記の物質を取り扱う場合の具体的な化学防護手袋の選択の例を示す。

◎の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「◎」となる)

➔ 「ニトリルゴム (0.45mm)」と「多層フィルム (LLDPE) (0.062mm)」を重ねて使用

○の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「○」となる)

➔ 「ニトリルゴム (0.2mm)」と「多層フィルム (LLDPE) (0.062mm)」を重ねて使用

△の材料を選ぶ場合 (全ての化学物質の耐透過性能が「△」となる)

➔ 「ネオプレンゴム (0.18mm)」と「PVA (N.A.)」を重ねて使用

※上記の組合せ以外にも他の材料を選択することが可能。

LLDPE(Linear Low Density Polyethylene)は直鎖低密度ポリエチレンの略。

EVOH(Ethylene-vinylalcohol copolymer)はエチレンビニルアルコール共重合体の略。

■ 化学防護服

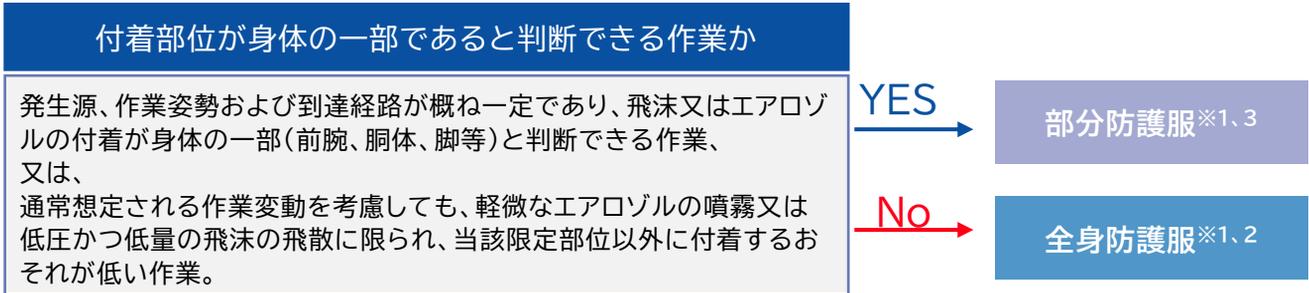
→詳細は5.3節を確認

以下のスクリーニング手順①、②に従って適切な化学防護服を選定します。

■ 化学防護服のスクリーニング

スクリーニング手順 ① 着用すべき防護服の種類の確認

- 下表より、作業のばく露部位に応じて、選択可能な防護服の種類を絞り込む。



※1:なお、ばく露が手のみに限定される場合、化学防護手袋着用のほか、必要に応じて化学防護服を着用すること。

※2:全身防護服を選択する場合は、JIS T 8030に基づくタイプについても考慮すること。

※3:ばく露部位が限定可能な場合でも、ばく露想定や取り扱う物質の有害性に応じて全身防護服の着用を検討すること。

スクリーニング手順 ② 防護服に求められる耐透過性クラスの確認

- 下表より、ばく露の程度及び作業時間に応じて使用可能な耐透過性クラスを絞り込む。

| 使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく) | | ばく露頻度分類A 断続的にばく露する作業※2 | ばく露頻度分類B 時々ばく露する作業※2 | ばく露頻度分類C ばく露するおそれがある作業※3 |
|------------------------------------|---|---|---|-----------------------------|
| 5,6 (緑) 3,4 (黄) 1,2 (赤) | スプレー塗装、噴霧、噴射、攪拌、洗浄等により飛沫(ミストを含む)が発生し、作業中を通じて身体又は着衣に継続的に付着する作業、又は、飛沫の付着が作業の通常状態として避け難く、繰り返し付着することが見込まれる作業。 | 注ぎ替え、投入、開放部での移送、容器・部材の取扱い等の際に飛沫が発生し、身体又は着衣に液滴として目視できる付着が生じ得る作業。 | 通常は飛沫の付着が明確でないものの、持ち替え、姿勢変化、容器の傾き、対象物の反転、軽微な液だれ等の作業変動や意図しない事象により飛沫が発生し、身体又は着衣に付着する可能性がある作業。 | |
| 作業時間 | 240分超 | ◎ | ◎ ○ | ◎ ○ △ |
| | 60分超 240分以下 | ◎ ○ | ◎ ○ △ | ◎ ○ △ |
| | 60分以下 | ◎ ○ △ | ◎ ○ △ | ◎ ○ △ |

※2:なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。

※3:密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて部分防護服・全身防護服を着用すること。

■ 保護眼鏡

→詳細は6.2節を確認

- 保護眼鏡は、**ゴグル形を優先的に選定すべき**であるが、皮膚等障害化学物質等の使用量が少ない場合などの理由でリスクがコントロールされていると判断できる場合は、スペクタクル形を選択してもよい。
- ゴグル形の保護眼鏡には、レンズの曇りを防ぐための通気孔(切り込み)が開いているものが多いが、化学物質を取り扱う際はそれらの穴が無いか、少ないもの、飛沫等が入りにくい工夫をされている形状のものを選択すべきである。

■ 化学防護長靴(履物)

→詳細は7.2節を確認

- 化学防護長靴の必要性についてリスクアセスメントを行う。**化学防護長靴の必要性が確認された場合は、作業環境、作業時間等に応じて、取り扱う化学物質に対して十分な防護性能(耐透過性、耐浸透性)を有する適切な材料のものを選定する。**

